

■給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合の変更可能な月額一覧表

給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が調整されます。
併給調整後の貸与月額は、下表のとおりです。

※大学院については、給付奨学金(新制度)対象外のため、貸与月額の調整はありません。
※生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、及び児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、()内の金額となります。
※調整後の貸与月額表において、20,000円の設定は2018年度以降入学者が選択できる月額であり、2017年度以前入学者は20,000円を選ぶことはできません。

■月額変更願(届)記入時の注意点

「従前の貸与月額」「希望する貸与月額」欄にはそれぞれ併給調整後の貸与月額を記入してください。
(様式2-1)「変更後の借入金額」欄に記入する金額は必ず学校に確認してください。

(単位:円)

大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	0 (0)	20,300 (25,000)	0 (0)	10,600 (13,900)	27,700 (20,000、32,400)
	自宅外	0	0	13,800	0	0	21,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	21,700 (20,000、30,300)	0 (0)	8,400 (15,600)	20,000、31,200 (20,000、39,800)
	自宅外	0	0	19,200	0	0	28,700

(単位:円)

短期大学	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	0 (0)	3,800 (7,100)	24,300 (29,000)	0 (1,400)	14,600 (17,900)	29,700 (20,000、34,400)
	自宅外	0	0	17,800	0	0	23,200
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	22,900 (28,500)	0 (0)	7,400 (11,600)	20,000、30,200 (20,000、35,800)
	自宅外	0	0	17,400	0	0	24,700

(単位:円)

高等専門学校 (4・5年生)	通学形態	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	7,900 (5,600)	20,200 (20,700)	20,000、32,500 (20,000、35,800)
	自宅外	0	15,100	20,000、33,000
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	24,600 (28,800)
	自宅外	0	0	26,000

※高等専門学校本科1~3年生については、給付奨学金(新制度)対象外のため、第一種奨学金の貸与月額は制限されません。

(単位:円)

専修学校 (専門課程)	通学形態	昼間部			夜間部		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
国公立	自宅	1,900 (3,800)	16,200 (19,500)	20,000、30,500 (20,000、35,200)	8,800 (10,700)	20,800 (24,100)	20,000、32,800 (20,000、37,500)
	自宅外	0	0	24,000	0	1,800	26,300
私立	自宅	0 (0)	0 (0)	23,800 (29,400)	0 (0)	5,700 (9,900)	29,300 (20,000、34,900)
	自宅外	0	0	18,300	0	0	23,800

学校提出日

月 日

[様式2-2・2-4 減額共通]

本人用チェックシート（減額）

返還誓約書は提出していますか？

はい いいえ（不備解消中を含む） → 「いいえ」と回答した方は月額変更申請できません

■ 「はい」と回答した方は、下記チェック項目を確認のうえ、「月額変更願（届）」を学校へ提出してください

	チェック項目	<input type="checkbox"/> チェック
1	黒又は青のボールペンで記入してください。 (注) 消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。	<input type="checkbox"/>
2	提出日は願出を学校に提出する日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
3	奨学生番号や学校名に記入漏れがないか確認してください。	<input type="checkbox"/>
4	本人が自署しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
5	「希望する奨学金月額」で「自宅外月額」を選択している場合は、必ず「本人現住所」及び「生計維持者住所」欄の記入が必要です。 本人現住所と生計維持者住所が同一の場合は、自宅外月額は選択できません。	<input type="checkbox"/>
6	自宅外月額の貸与を受けている者が、自宅通学に変更となった場合は、自宅通学となった日を入居日に記入してください。 (注) ・自宅外月額を貸与中の者が自宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、必ず「月額変更願（届）」の提出が必要です。 ・年度内精算ができない場合等は、返金が必要となる場合があります（通学形態変更のみ）。	<input type="checkbox"/>
7	減額始期を記入しているか確認してください。 (注) ・年度内精算が可能な範囲で遡った月が選択可能です。 ・給付奨学生（新制度）としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、減額始期は、9月までに精算が可能な範囲に限られます。10月以降に支援区分が確定した場合の減額始期は、10月以降かつ年度内精算が可能な範囲まで可能です。	<input type="checkbox"/>
8	従前の奨学金月額・希望する奨学金月額を記入しているか確認してください。 (選択可能月額が不明の場合は、「変更可能月額一覧表」を確認してください。)	<input type="checkbox"/>
9	変更する理由を記入しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
10	提出日時時点で未成年者の場合は、親権者（未成年後見人）の署名があるか確認してください。 ・両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。 ・提出日時時点で親権者でない場合（離婚・死別・誤登録）は、その旨を余白に記入してください。	<input type="checkbox"/>
11	訂正方法は正しいかを確認してください。訂正が必要な箇所は必ず二重線を引いてください。 (修正液、修正テープの使用や、塗りつぶし、なぞり書きによる訂正は認められません。)	<input type="checkbox"/>

不備返送が多数発生しています。

振込遅延にもつながりますので、提出前に再確認を行いましょう